

(地域公共交通利便増進実施計画の認定)

第二十七条の十五 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、その地域公共交通利便増進実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一・二 (略)

三 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、旅客鉄道事業に該当するものであつて、次のイからハまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれイからハまでに定める基準に適合すること。

イ・ハ (略)

四 (略)

五 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、旅客鉄道事業に該当するものであつて、次のイからハまでに掲げる特許、認可又は許可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれイからハまでに定める基準に適合すること。

イ・ハ (略)

六 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであつて、次のイからハまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれイからハまでに定める基準に適合すること。

イ・ハ (略)

七・八 (略)

九 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものであつて、次のイから

(地域公共交通利便増進実施計画の認定)

第二十七条の十七 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、その地域公共交通利便増進実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一・二 (略)

三 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、旅客鉄道事業に該当するものであつて、次のイからハまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからハまでに定める基準に適合すること。

イ・ハ (略)

四 (略)

五 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、旅客鉄道事業に該当するものであつて、次のイからハまでに掲げる特許、認可又は許可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからハまでに定める基準に適合すること。

イ・ハ (略)

六 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであつて、次のイからハまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからハまでに定める基準に適合すること。

イ・ハ (略)

七・八 (略)

九 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものであつて、次のイから

ニまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについて、当該事業の内容がそれぞれイからニまでに定める基準に適合すること。

イ、ニ (略)

十 (略)

3・4 (略)

5 第二項の認定を受けた地方公共団体は、当該認定に係る地域公共交通利便増進実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

6 第二項の認定を受けた地方公共団体は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

7 第二項から第四項までの規定は、第五項の認定について準用する。

8 国土交通大臣は、第二項の認定に係る地域公共交通利便増進実施計画（第五項の変更の認定又は第六項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定地域公共交通利便増進実施計画」という。）が第二項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた地域公共交通利便増進事業を実施すべき者が当該認定地域公共交通利便増進実施計画に従って地域公共交通利便増進事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 第二項の認定、第五項の変更の認定及び第六項の規定による変更の届出に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（鉄道事業法の特例）

第二十七条の十六 地方公共団体がその地域公共交通利便増進実施計画について前条第二項の認定（同条第五項の変更の認定を含む

ニまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについて、当該事業の内容がそれぞれ当該イからニまでに定める基準に適合すること。

イ、ニ (略)

十 (略)

3・4 (略)

5 第二項の認定を受けた地方公共団体は、当該認定に係る地域公共交通利便増進実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

（新設）

6 第二項から第四項までの規定は、前項の認定について準用する。

7 国土交通大臣は、第二項の認定に係る地域公共交通利便増進実施計画（第五項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定地域公共交通利便増進実施計画」という。）が第二項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた地域公共交通利便増進事業を実施すべき者が当該認定地域公共交通利便増進実施計画に従って地域公共交通利便増進事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

8 第二項の認定及び第五項の変更の認定に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（鉄道事業法の特例）

第二十七条の十八 地方公共団体がその地域公共交通利便増進実施計画について前条第二項の認定（同条第五項の変更の認定を含む